

2024年7月1日 制定

(前文)

上智大学は、「叡智が世界をつなぐ Sophia-Bringing the World Together」にこめられた建学の理念実現のため、キリスト教ヒューマニズムの精神を根幹とし、世界の人々とともに歩む隣人性と国際性に裏打ちされた教育研究活動を推進する。その一環として、上智大学は研究活動によって得られた成果を蓄積し、更なる学問研究の発展と社会への還元を目指すにあたり、研究データの管理、公開および利活用の原則を以下のとおり定める。

(前文)

- ・本ポリシーは上智大学の建学の理念に基づき策定するものであることを示す。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、上智大学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータ等を指し、デジタルか否かを問わない。

(研究データの定義)

・研究データは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータ等を対象とし、デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。具体的には、以下のようなデータが含まれる。

- (1) 研究にもちいられた有体物等（試料、標本、史資料等）
- (2) 研究素材として収集又は生成・観測された一次データ（試験データ、調査データ、観測データ、シミュレーションデータ等）
- (3) 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票、メディアコンテンツ、プログラム等）
- (4) 一次データ等を加工あるいは情報追加して生成されたデータや、一次データ等を分析してできたデータ等
- (5) 研究成果（論文、講演資料等）と記載された情報の根拠データ

・尚、本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者等が、共同研究、施設利用、講演会等、上智大学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。また、研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

・ここで、研究者とは上智大学における研究活動を主体的に担う者をいう。研究活動を事務的に支援することは、「研究活動を主体的に担う」に該当しない。

(研究データの管理等)

2. 研究データの管理、公開および利活用の方法は、それを収集または生成した研究者が、それぞれの研究分野の特性を考慮した上で、法令や上智大学の規程、その他これに準ずるものの範囲内において、他の者の権利および法的利益を害さない範囲内で、決定することができる。

(研究データの管理等)

・研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができる。ただし、その決定は、法令および上智大学の規程や他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはその定め範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

・研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

・研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

・尚、研究活動における研究分野は多様であるため、研究データの管理、公開および利活用の具体的な運用方針等は、それぞれの学問分野における特性を踏まえて、実情に応じて実施することができる。

(参考) 研究データの管理に関する区分

【管理対象データ】保存するデータ
公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態の研究データ
<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、規程、契約等による制限のないデータ</li><li>・論文および論文のエビデンスとなるデータ</li><li>・オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、広く公開すべきデータ 等</li></ul>
共有データ：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態の研究データ
<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報保護や財産的価値等の観点からアクセス権を付与された者に限定して共有すべきデータ 等</li></ul>
非公開・非共有データ：公開も共有もしない研究データ
<ul style="list-style-type: none"><li>・機密データ</li><li>・企業秘密データ</li><li>・国益及び国家安全保障に関わるデータ</li><li>・研究成果の商用化・産業化目的で収集されたデータ</li><li>・民間企業が保有するデータ</li><li>・共同研究契約等で研究成果の公開や共有に制限があるデータ</li><li>・個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ</li><li>・財産的価値の観点から保護が必要なデータ</li><li>・その他法令に定めがあるデータ 等</li></ul>
【管理対象外のデータ】保存しないデータ
<ul style="list-style-type: none"><li>・収集・生成に失敗したデータ</li><li>・明らかにデータの真正性に疑義のあるデータ 等</li></ul>

(研究者の責務)

3. 研究者は、研究データの価値を向上させるため、前項に掲げる範囲において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(研究者の責務)

・本ポリシーでは、研究データの価値を向上させるために、前述の法令や上智大学の規程等の定められた範囲内において、研究者は適切に研究データを管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略※1、2に基づき公開可能なデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促し、学問研究の発展と社会への還元を進めることを目指している。

・公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。不用意・不適切な研究データの公開は、本学及び研究者の信用を損なうことにもなる。研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。

・公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR 原則」※3に則って公開することが望ましい。

・研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

※1『研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと』

(出典) 大学ICT推進協:議会「大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン」(2021年7月1日)

※2『公的資金による研究データについては、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行う必要がある。具体的には、公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果とし

ての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい。ただし、その際、研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要がある。また、研究データは、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性がある。このため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバゴ（時限付き非公開）期間を設定することも想定される。したがって、以上のことを考慮した上で、研究データは、適切なオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、公開及び共有が実施される必要がある。言い換えれば、単純に、公開や共有を是とするのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を研究者が設定すべきである。』

（出典）「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」令和3年4月27日付 統合イノベーション戦略推進会議

※3 FAIR原則は以下の通り。

To be Findable : (見つけられるために)

- F1. (メタ) データが、グローバルに一意で永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子 (ID) を明記していること。

To be Accessible : (アクセスできるために)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ) データを識別し (ID) により入手できること。
  - A1. 1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
  - A1. 2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable : (相互運用できるために)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データがFAIR原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の(メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable : (再利用できるために)

- R1. メタ(データ) が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
  - R1. 1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
  - R1. 2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
  - R1. 3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

(出典) FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>, NBDC研究チーム(訳), "FAIR原則(「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

(大学の責務)

- 4. 上智大学は、研究者の研究データの管理、公開および利活用を支援する環境を整えるものとする。

(大学の責務)

・上智大学の将来に亘る研究活動を守ることや学問研究の発展のために、大学として研究データを適切に管理・公開し、利活用に供することができる基盤を整備する等、支援環境を整えることが重要である。そのため、上智大学は研究者に以下の支援を行う予定である。

- (1) 適切な研究データ管理に資するデータ管理基盤の提供
- (2) 機関リポジトリ等の研究公開基盤の提供
- (3) 研究データの管理及び公開の推進のための啓発及び支援
- (4) 研究データの管理及び公開に際して留意すべき情報提供
- (5) 研究データに関する知的財産の保護等、法務に関する支援

(その他)

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

(その他)

本ポリシーは社会や学術環境の変化に対応し、見直しを行うことを明示している。

附則

このポリシー解説は、2024年7月1日から施行する。